



税理士早川嘉美事務所
開設40周年記念

平成25年3月29日(金)
京都ロイヤルホテル&スパ





おかげさまで40周年



税理士早川嘉美事務所
開設40周年記念

<記念講演>

40周年に感謝して

税理士 早川嘉美



40周年の歩み

◆ 税理士早川嘉美事務所 40周年の歩み

年月	できごと
1973年3月	税理士早川嘉美事務所 開業(当時29歳)
1975年4月	(株)教育ゲーム社 設立
1983年6月	近畿青年税理士連盟・京都支部 支部長に就任(1期1年)
1984年6月	近畿税理士会 理事に就任(1期2年)
1985年9月	(株)サクセス・シミュレーション 設立(社名変更)
1986年6月	京都MAS研究会 会長に就任(2年)
1988年10月	現事務所社屋 完成
1999年6月	近畿税理士会・東山支部 支部長(2期4年)
2006年10月	早川光志 公認会計士登録(有限責任監査法人トーマツに入所)
2008年3月	早川涼子 公認会計士修了試験に合格
2012年4月	早川光志 税理士登録・事務所入所
2012年11月	早川光志 京都府中小企業再生支援協議会 サブマネージャーに就任
2013年2月	早川嘉美 経営革新等支援機関に認定
2013年XX月	早川光志に事務所経営を承継

創業期から学んできたこと

◆ 創業期から学んできたこと

1 恩師・支援者への感謝の気持ち

2 人を育てる力とは・・・

- 積極行動の原点！「大失態を不問にいただいた経験」

3 消極人間から積極人間への改造

- これまでに学んできたプログラム
禅用語を中心とした言葉の研さん、SMI、行動科学、SMC、天風哲学、催眠法、中国気功等

4 骨董品志向型から未来志向型への大変身

- 「過去会計」から「未来会計」提案型に！ 何が大変身させたのか？
- 「未来会計」を提唱、日本オリベッティの研修講師として各地で講演活動(2年)
→この経験で培った「シミュレーションゲーム」などは、今なお新鮮で大いに活用している。

5 ネットワークの構築

- 本来の業務だけにこだわらないネットワーク

今、経営者に求められること

◆ 今、経営者に求められること

1 中小企業が置かれている状況を十分に認識しましょう！

- 「ヘルプ！」と叫ぶだけでは誰も助けてくれません。
- 各種支援の輪が広がっていますが、みんなが支援されると考えるのは間違っています。
- 「経営姿勢や再生計画が具体的に描ける企業にのみ、各種の支援がある」が正しい理解です。

2 基本理念の確立と経営者の経営姿勢

「10年前の健康が今の健康を支えている。今の健康が10年後の健康を支える。」という医師の言葉があります。これを企業経営に取り入れる工夫をしましょう。

① 経営トップの姿勢

- 経営理念
- 行動パターン(経営と取り組む姿勢)
- 公私分離の明確化

「ひたすら頑張っています。」では、評価は限りなく低いのです。「長い付き合いなのに、困っているときに支援してくれないのか！」も同様にナンセンスなのです。

② 次期の実績目標を具体的に数値化

しっかりと経営計画を作成している企業は、そうでない企業との差に比べて、経常利益が1.7倍という統計があります。

◆ 今、経営者に求められること

3 モラトリアム法の期限切れと民法改正案

① モラトリアム法の期限切れ

- モラトリアム法が3月末をもって期限切れとなります。
- 金融庁はしきりに「これまでと基本的に変わらない。金融機関は急な貸し剥がし・貸し渋りをしてはいけない」と金融機関に指導をしています。
- はたして金融庁の指導のとおり金融機関は対応してくれるのでしょうか。

② 民法改正案

- 事業融資を受ける際の保証人に関して、民法改正の議論がなされています。
- これは、事業融資に際して保証人をとることを原則無効・経営者は例外とし、返済困難な場合の救済策を新設する、というものです。

→①と②について、関連資料を確認しましょう。

【資料：金融担当大臣談話】

資料 金融担当大臣談話

— 中小企業金融円滑化法の 期限到来後の検査・監督の方針等について —

中小企業金融円滑化法の 期限到来後の検査・監督の方針

1. 中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」という。）が来年3月末に期限を迎えるにあたり、借手の方々や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々な問合せが寄せられています。金融庁としては、こうしたお問合せに広くお答えするため、今般、円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針について明確に示すことといたしました。今後、あらゆる機会を通じて、このような金融庁の方針の周知徹底を図られるよう努めてまいります。

◆金融機関の役割

金融機関が、個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきことということは、円滑化法の期限到来後においても何ら変わるものではありません。

金融庁としては、円滑化法の期限到来後も、貸し渋り・貸し剥がしの発生や倒産の増加といった事態が生じないよう、引き続き、日常の検査・監督を通じて金融機関に対し、他業態も含め関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促してまいります。

◆検査・監督の対応

こうした金融検査・監督の目録やスタンスは、円滑化法の期限到来後も、これまでと何ら変わることはありません。

なお、金融検査マニュアル等で措置されている、中小企業向け融資に当たり貸付条件の変更等を行うつても不良債権とならないための要件（注）は恒久措置であり、円滑化法の期限到来後も不良債権の定義は変わりません。

（注）経営改善計画が1年以内に策定できる見込みがある場合「や」5年以内（最長10年以内）に経営再建が達成される経営改善計画がある場合は不良債権に該当しません。

その上で、個々の借り手の経営改善に具体的にどのよう密着して取り組んでいるのかについては、検査・監督において従来以上に光を当ててまいります。

◆借り手の課題解決

借り手が抱える経営課題は様々なであり、また、そうした課題の解決には相応の時間がかかることは十分認識しています。借り手が引き続き課題の解決に向けて努力していくことは重要ですが、全ての借り手に対して来年3月末までに何らかの最終的な解決を求めるといったものではありません。

したがって、金融機関に対しては、自らのコンサルティング機能を積極的に発揮し、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう促してまいります。

◆現場への周知徹底

以上を踏まえ、金融機関に対しては、こうした金融庁の検査・監督の方針を営業の第一線まで周知徹底し実践するとともに、今後、更には円滑化法の期限到来後においても当金融機関の顧客への対応方針が変わらないことを個々の借

り手に説明するよう促してまいります。

「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」の推進等

2. 金融庁においては、円滑化法の最終年度である本年度を初年度として、中小企業の事業再生支援に軸足を移し、貸付条件の変更等にことまらず、真の意味での経営改善が図られるよう、現在、関係省庁や関係機関と連携し、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（平成24年4月20日公表）に掲げた施策の推進等に取り組んでいくところです。

具体的には、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能強化・連携強化をはじめとする中小企業の再生支援に向けた態勢を構築してきており、今後、金融機関においては、借り手の真の意味での経営改善が図られるよう、両機関を積極的に活用することを期待してまいります。

また、中小企業再生支援協議会においては、事業再生計画の策定支援に加えて、経営課題を抱える事業者からの様々な相談に積極的に対応しており、最適な解決策の提案や専門家の紹介等を行う相談機能の充実に取り組んでいます。更に、企業再生支援機構による中小企業再生支援協議会や金融機関への支援も強化されています。借り手の方々におかれては、中小企業再生支援協議会や取引先金融機関に、経営課題やその解決策等について積極的にご相談頂くことを期待してまいります。

【資料：民法改正についての新聞記事】

(出展：日本経済新聞 2013年2月27日朝刊)

契約ルール、中小に配慮

民法改正試案

民法の契約ルールの見直しを進めてきた法務省。契約の基本ルールを定める議会の部会は26日、法改正案が「債権法」を中心とする中間試案をまとめた。約300項目にわたる方向性を示した。法律を定める際、消費者以外に保証人など、経済の発展に必要不可欠な中小企業に配慮したのが特徴。4月から意見募集の開始。法改正案は、債権法の見直しも盛り込んでおり、実現すれば債権法の改正案を国会に提出する引に影響がある。120年ぶりの民法改正案では、不利な契約関係は廃止され、民法

個人保証、経営者に限定 約款・法定利率も見直し

民法改正でこう変わる

主な見直し項目	現行	中間試案
事業融資を受ける際の個人保証	可能	原則無効。経営者は例外とし、返済困難なときの救済策を新設
債権の譲渡禁止特約	有効	債権譲渡ができるよう効力を弱める
約款	民法に規定なし	ルールを明示
法定利率	原則、年5%の固定制	3%に引き下げ、1年ごとに0.5%前みの変動制
債権など権利が消滅する诉讼时效	小売店や飲食店など業種別に1-3年の期間を設定	5年を軸に期間を統一
商品に欠陥があった場合の責任	損害の解除のみ可能	修理や代金の返還も認められる

た契約者が自己責任などへ譲渡しないよう求める。多くの相手契約に追い込まれるのを防ぐ。経営者が保証する限り、この特約も制限し、不当な変更は無効にする方針。下請け企業は減価償却費で資金を確保しやすくなる。債権譲渡は中小企業が手付け企業から商品を購入し、納入してもらうような場面に活用される。日本商工会議所と改正に期待する声も多い。企業は「債権」を担保の企業など、有利な内容を押し付けられる傾向がある。大企業からは「自由な経済活動を妨げる恐れがある」との声や「契約書の見直しなどは大企業に有利」との声も聞かれる。「大企業は「メーカー」といった役割が出てくる。個人保証を制限すれば中小企業が融資を受けにくくなるという懸念もあり、今後の議論次第では内容が変わる余地もある。

◆ 今、経営者に求められること(つづき)

3 モラトリアム法の期限切れと民法改正案

③ 2つの資料をどう捉えるのが正しいのでしょうか？

- 「借り手」と「貸し手」の立場を逆にして考えれば、事態は明白になります。
- 正しい捉え方は、過去の実績がきわめて大切であることは論じるまでもありません。
- 企業自身がいかにも「まったく正しい！」と主張しても、何の効果もないことを知っておきましょう。つまり、公的立場の者が第三者として証明する必要があることは、近年の金融事情であることから明白でありましょう。
- もちろん、企業会計に不正(粉飾、圧縮等)や公私混同が含まれていたのでは、交渉の窓口にもつくことはできません。

④ 「経営姿勢」(経営理念を堂々と構築し、語ること)

- 「経営姿勢」を明確にして、次年度以降の「経営計画」を具体的、かつ、現実的に描くこと。これこそが、今の経営者に求められているのです。

⑤ 経営計画のプランニング

- 経営計画はできる限り企業トップである経営者がプランニングしなければなりません。
- とはいえ、プランニングには厄介なノウハウも必要です。
- われわれ早川事務所は、この経営計画プランニングのお手伝いをすることができます。
- 一方で、税理士任せの経営計画は、机上論になってしまうことをよく認識しておく必要があります。

早川事務所の姿勢

◆ 早川事務所の姿勢

1 経営支援への取り組み

- ① 早川事務所は、企業の再生支援に全力で取り組みます。
- ② 業績好調の企業に対しては、繁栄が継続できるように全力で支援を行います。
 - 早川嘉美が、2013年2月5日付で経営革新等支援機関の認定を受けています。
 - 早川光志が、2012年11月1日付で京都府中小企業再生支援協議会のサブマネージャーに就任し、企業再生実務のノウハウを学んでおります。

2 事業承継への取り組み

- ① 早川事務所の所長を2013年内に早川光志に承継します。
- ② 所長承継後も、以下の方針・取り組みを継続します。
 - 中小企業の経営支援(事業再生・経営計画プランニング等)に全力で取り組みます。
 - 健全な事業承継と円滑な相続のため、相続・相続税関連の事前相談業務に注力します。
 - 従来からの税務顧問業務についても、引き続き全力で取り組みます。

【資料：経営革新等支援機関について】

(出展:中小企業庁 広報資料より)

経営改善・事業再生
を行おうとしている方

経営改善支援
(経営改善支援センター・中小企業再生支援協議会)

■ 外部専門家の支援を受けた経営の立て直しを支援

条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者のみならず、国の認定を受けた外部専門家(認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、**総額の2/3(上限200万円)まで補助**します。

※各都道府県の中小企業再生支援協議会に新設した『経営改善支援センター』で、相談・申込を受付中。問い合わせ先は裏面1をご覧ください。

- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。
- 主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会、弁護士、金融機関等です。

■ 公的機関が債務削減や条件変更等についての金融機関調整等をお手伝い

各都道府県の中小企業再生支援協議会では、事業の再生のため、債務の削減や条件変更などを必要としている中小企業・小規模事業者に対し、金融機関との調整やその前提となる事業計画の策定支援などを行う公的機関です。具体的なご相談先は、裏面2をご覧ください。

資金繰りに
困っている方

資金繰り支援
(経営支援型セーフティネット貸付・借換保証制度)

■ 経営支援とあわせてセーフティネット貸付による資金繰り支援

一時的に業況悪化を来している中小企業・小規模事業者に対して日本公庫・商工中金が融資を行います。

国の認定を受けた外部専門家(認定支援機関)等の経営支援を受ける場合、さらに低利での融資を行います。

実施主体:日本公庫(国民生活事業、中小企業事業)、商工中金
運転資金による利用で、**認定支援機関等の経営支援を受ける場合、最大で基準利率から0.6%引き下げ**ます。

※ 制度の利用にあたっては日本公庫・商工中金にお問い合わせください(裏面の①又は②を参照)。

- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。
- 主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会、弁護士、金融機関等です。

■ 借換保証制度を活用し返済負担を軽減

保証協会の保証を利用した複数の債務を一本化して、月々の返済負担を軽減することが可能です。

※ 制度の利用にあたってはお近くの保証協会にお問い合わせください(裏面の④を参照)。

◆ おわりに

じゆう
「地涌の菩薩」が皆様の企業に現れることを祈って…

「地涌の菩薩」とは

何事か物事を成すとき、必要な人が、必要な時に、雨後の筍のように現れてくる様をいいます。企業の取り組みにもこういった発想を求めてもいいのではないのでしょうか。

単にネットワークの取り組みをいうのではなく、それも大切だけれども、より高く日ごろの人生観にまで昇華した考え方にある、と捉えるのはいかがでしょうか。



(40周年記念 特別企画 早川嘉美水彩画展より)

本日のご来場を心から御礼申し上げます。
ありがとうございました。



(株)サクセス・シミュレーション
税理士早川嘉美事務所

- ◆ URL : <http://www.success-simulation.com/>
(毎月1日更新)
- ◆ TEL : 075-551-0082
- ◆ FAX : 075-525-0615
- ◆ E-mail : hykw-san@luck.ocn.ne.jp